

別紙

諮問第985号

答 申

1 審査会の結論

「道路法第76条において東京都が国土交通大臣に報告した文書」を不存在を理由として非開示とした決定は、取り消すべきものとは認められない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）に基づき、異議申立人が行った「道路法76条（報告の提出）において東京都が国土交通大臣に報告した、法第76条1項1号から4号の報告の全ての資料及び文書（一番新しい文書から一番古い文書）（起案文書も含む）」の開示請求に対し、東京都知事が平成27年11月27日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、以下のとおりである。

道路法76条は、東京都に報告義務を課している法律である。同法76条1号の道路整備計画を東京都は作成したことがないのか。また、道路整備計画書も国土交通省への報告義務を怠ったのか。

道路法76条2号の施行実績は、工事を施行した後に報告義務を課しており、工事実績が工事完了に伴うものとは限らない場合でも、報告の義務がある。

東京都には、都道はないのか。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおり

である。

東京都では、道路法76条1項1号（道路整備計画）、2号（道路に関する工事の施行実績）及び3号（同法31条1項の規定による協議の内容）に基づき、国土交通大臣に報告した資料及び文書について調査したが、存在しなかった。

また、同法同条同項4号（同法39条2項、同法48条の7第2項又は同法61条2項の規定により定めた条例）に基づき、国土交通大臣に報告した資料及び文書は、保存年限が切れており、存在しない。

以上のことから、非開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 1月12日	諮問
平成28年 2月17日	新規概要説明（第167回第一部会）
平成28年 5月26日	実施機関から理由説明書收受
平成28年 5月31日	審議（第169回第一部会）
平成28年 6月 1日	異議申立人から意見書收受
平成28年 6月28日	審議（第170回第一部会）
平成28年 7月26日	審議（第171回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 道路法76条について

道路法（昭和27年法律第180号）76条は、道路管理者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県である場合にあっては国土交通大臣に、市町村である場合にあっては都道府県知事に報告しなければならないと定めており、道路管理者は、同法76条1項1号においては道路整備計画（以下「本件報告1」という。）について、2号においては道路に関する工事の施行実績（以下「本件報告2」という。）について、3号においては同法31条1項の規定による協議の内容として、道路と鉄道との交差に関する鉄道事業者等との協議（以下「本件報告3」という。）について、及び4号においては同法39条2項、48条の7第2項又は同法61条2項の規定により定めた条例として、道路の占用料の額及び徴収方法を定める条例等（以下「本件報告4」という。）について、都道府県である場合には、国土交通大臣に報告をしなければならない旨規定されている。

イ 本件請求文書について

本件異議申立てに係る請求文書は、「道路法76条（報告の提出）において東京都が国土交通大臣に報告した、法第76条1項1号から4号の報告の全ての資料及び文書（一番新しい文書から一番古い文書）（起案文書も含む）」（以下「本件請求文書」という。）であり、実施機関は、本件請求文書について、いずれも保有していないとして、不存在を理由とする非開示決定を行った。

ウ 本件請求文書の不存在の妥当性について

審査会が実施機関に確認したところ、本件請求文書のうち、本件報告1から3に係る国土交通大臣宛て報告文書については、過去に遡れる範囲で該当する文書を調査・探索し、また、当該報告を行う事務を所管する部署に在籍していた関係職員に聞き取り調査を行ったが、本件報告1から3に該当する文書を提出して報告した事実は確認できず、現に存在しないとのことである。

また、本件請求文書のうち、本件報告4に係る国土交通大臣宛て報告文書については、東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号）に基づき実施機関が定めた文書保存期間表により保存期間が1年とされていることから、文書保存期間の経過により既に廃棄しており、現に存在しないとのことである。

審査会が本件請求文書の不存在について確認を行うため、実施機関に対し、本件報告1から4に係る事業を所管する主務課の平成26年度及び平成27年度における起案文書一覧表及び廃棄文書一覧表の提出を求め、当該一覧表を見分したところ、実施機関において本件報告1から3に該当する文書について作成又は廃棄した事実を認めることができなかつた。なお、本件報告4については、実施機関において平成27年7月に廃棄した事実を確認することができた。

さらに、審査会が実施機関に対して改めて本件請求文書の探索を依頼したところ、実施機関において本件請求文書を保有していないことを確認した。

実施機関が道路法76条1項1号から4号に基づき国土交通大臣宛て報告する文書は、同法76条の趣旨に鑑みれば、保存期間の経過により廃棄する場合を除き存在するはずであると考えられるところ、本件報告1から3に該当する文書は作成しておらず不存在である旨の実施機関の主張については首肯できるものではないが、仮に実施機関として当該報告を行う必要があつたとしても、実施機関の行う事務事業の当・不当等の判断については、当審査会の審査事項ではない。

これらのことから、現に本件請求文書が存在せず、他に本件報告1から4に係る文書の存在を認めるに足りる事情も見当たらない以上、実施機関が本件請求文書について、不存在を理由として非開示とした決定は、取り消すべきものとは認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

秋山 収、浅田 登美子、神橋 一彦、隅田 憲平